

サービス産業動向調査の概要

サービス産業動向調査は、統計法に基づき総務省統計局が実施している統計調査です。

❖ サービス産業動向調査とは？

我が国のサービス産業（第3次産業）は、国内総生産（GDP）の7割を超える重要な産業となっています。

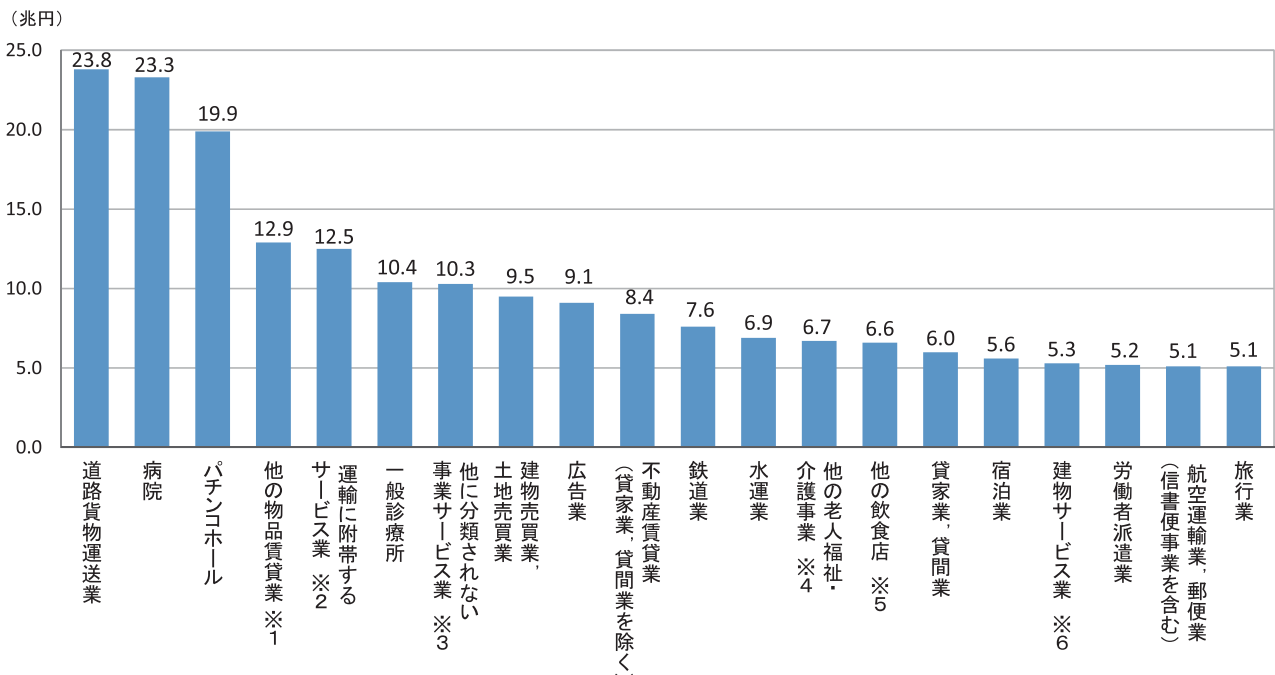
サービス産業動向調査は、サービス産業について、その活動の動向を包括的かつ適時に表す統計を作成することを目的としています。

我が国の経済の動向に大きな影響を与えるサービス産業に関して、GDPを始めとする各種経済指標の精度向上はもちろん、経済成長の予測や生産性と雇用の分析、経済施策の基礎として、有効活用される重要な調査です。

❖ サービス産業動向調査の対象

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」又は「R サービス業（他に分類されないもの）」の産業を行っている企業等又は事業所から統計的手法によって、月次調査には約13,000企業等及び約25,000事業所が選定され、拡大調査（年に1回実施する調査）には約9,500企業等及び約69,000事業所が選定されます。

■ 産業詳細分類別の平成27年の年間売上高（上位20位）



※1 総合リース業、事務用機械器具賃貸業、CD賃貸業など

※2 有料道路経営業、飛行場業など

※3 イベント企画、コールセンターなど

※4 介護老人福祉施設、養護老人ホームなど

※5 居酒屋、バー、喫茶店、ハンバーガー店など

※6 ビルメンテナンス業、ビル清掃業、電車清掃業など

出典) 総務省「サービス産業動向調査 平成28年拡大調査結果(確報)」

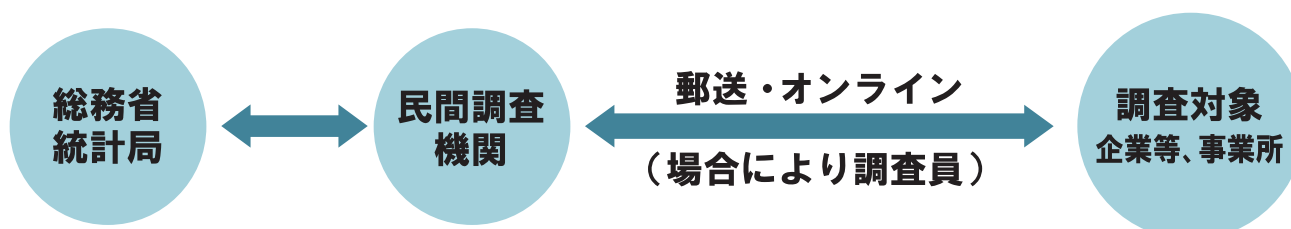
○国および地方公共団体の事業所も調査の対象となります

例えば次のような公営の事業所 … 交通施設、駐車場・駐輪場、社会教育施設（公民館、図書館など）、病院、保健センター、学校給食センター、学童保育、集会場（文化会館、コミュニティセンターなど）、職業・教育支援施設（警察・消防・自衛隊学校など）、卸売市場、保健衛生施設（保健衛生所、衛生検査所など）、廃棄物処理施設（清掃事務所、清掃センターなど）、土木建築サービス施設（道路・土木・河川・建設事務所など）、独立行政法人の事業所 なども対象となります（※売上高が発生しない事業所も調査の対象となります）。

❖調査の方法は？

調査は、総務省統計局が株式会社インテージリサーチと株式会社サーベイリサーチセンターに委託し、**毎月**実施しています（**拡大調査は年に1回実施**）。

調査は、次のような流れで行われ、郵送又はオンラインで調査票を配布・回収します（場合により、調査員が調査票の回収に伺うことがあります。また、調査員は、「**調査員証**」を携帯しておりますので、ご確認ください。）。



❖調査の結果はこんなことに利用されます

- 我が国の国内総生産（GDP）の7割超を占めるサービス産業の全体像を把握するための統計として、GDPの四半期別速報（QE）に有効活用されます。
- サービス産業の動向をリアルタイムで把握することにより、各種行政施策等の推進に当たり、基礎となる資料を提供します。
- 拡大調査の結果によりサービス産業の実態をより詳細に把握することで、国や地方における各種行政施策の基礎資料、大学や研究機関などの研究基礎資料、企業などにおける市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用など、幅広く利活用することができます。

❖調査結果の公表

調査の結果は、総務省統計局が取りまとめ、刊行物やホームページなどにより公表します。調査の詳しい情報は、総務省統計局のホームページでご覧いただけます。

サービス産業動向調査ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/mssi/index.html>

記入のしかたのよくあるお問い合わせ

Q1 資本金はいつ時点のものを記入するのですか。(P. 4)

A1 平成30年6月時点の資本金を記入してください。

Q2 印字されている事業活動以外にも行っている事業があります。(P. 5)

A2 既に印字されている4つの事業活動に代わる年間売上高(収入額)の大きい活動がある場合には、印字されている活動のうち、より小さいものから事業活動名等を二重線で消して、その右の欄に事業活動名及びそれに対応する分類番号(別冊「事業活動一覧」参照)を記入してください。

該当する分類番号が分からない場合は、右の欄に具体的な事業の内容を記入してください。

分類番号に該当するものがない場合は、「5 その他」の事業活動を記入する欄に事業の内容を記入してください。

Q3 管理部門の従事者は、どの欄に記入するのですか。(P. 7)

A3 事業従事者数記入欄の「5 その他」に記入してください。

Q4 複数の事業活動を兼務している人は、どのように記入するのですか。(P. 7)

A4 その人が主に従事している事業活動にのみ計上してください。

経済産業省が実施する「特定サービス産業実態調査」について

「サービス産業動向調査(拡大調査)」とは別に、7月1日現在で経済産業省の「特定サービス産業実態調査」が実施されます。

両調査の対象となる企業や事業所については、経済産業省の「特定サービス産業実態調査」の結果を総務省の「サービス産業動向調査(拡大調査)」に提供するなど調整を行っていますが、一部の企業等については、両調査の調査事項の違いにより、「特定サービス産業実態調査」についても調査対象となることがあります。その際には、「サービス産業動向調査(拡大調査)」と「特定サービス産業実態調査」の両調査にご回答くださいますようお願いいたします。

ご回答ありがとうございました

～記入内容をいま一度ご確認ください～

この調査は法律に基づいて行われるもので、秘密は厳守されます

調査票に記入された内容は、統計法によって保護されています。

- ・調査員や統計調査に従事する者には、守秘義務が課せられています。
- ・税金の徴収や、勧誘などに調査票を使用することはありません。
- ・集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

調査票に関する照会について

提出期限までに調査票のご提出を確認できない場合や、ご提出いただいた調査票に記入漏れなどがあった場合は、サービス産業動向調査実施事務局又は総務省統計局から、確認のお電話などをさせていただく場合があります。

お問い合わせ窓口

【調査実施機関】 サービス産業動向調査実施事務局

【フリーダイヤル】 ☎ 0120-250-069

【直通電話】 03-3590-0506

【受付時間】 平日（土・日・国民の祝日・年末年始を除く）9：00～18：00

総務省統計局 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

- 総務省統計局ホームページ

統計局

検索

<https://www.stat.go.jp/index.html>

- サービス産業動向調査ホームページ

サービス産業動向調査

検索

<https://www.stat.go.jp/data/mssi/index.html>